

令和7年度鳥取県会計年度任用職員 (発掘作業員)採用試験募集案内

◆鳥取県埋蔵文化財センター◆

〒680-0151 鳥取市国府町宮下1260番地

電話 (0857)27-6711 <https://www.pref.tottori.lg.jp/maibun/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和7年4月17日(木)～令和7年5月1日(木) ◎持参、郵送どちらでも申込みができます。 ◎郵送による場合は、受付期間内必着です。 ◎持参による場合の受付時間 午前8時30分から午後5時まで (土曜日、日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。)
試験日時	令和7年5月15日(木) ※集合時間及び試験の時間は、後日文書で個別に通知します。
試験会場	鳥取県東部庁舎 〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176番地
合格者発表日	令和7年5月21日(水) (予定) ※受験者へ個別に通知します。

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先等

職種	会計年度任用職員(発掘作業員)
採用予定者数	8名
職務内容	古海36号墳及び古代山陰道の発掘調査 (遺物包含層、遺構等の掘削ほか)
配属先	・鳥取市古海 古海古墳群内の古墳発掘調査区 ・鳥取市青谷町青谷 古代山陰道発掘調査区 ※配属先は予定であり、変更になる場合があります。
求める人材	屋外で体力を必要とする作業や貴重な出土品を取り扱う細かな作業ができ、共同作業ができる方。 任用期間(5か月程度)を通して勤務いただける方。

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (3) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を有している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

4 試験内容

試験種目	内 容
人 物 試 験	個別面接による人物・適性についての口述試験（10分程度）

5 任用期間

令和7年6月16日から令和7年11月14日（予定）

※発掘作業の状況や天候によっては任用期間を延長する場合があります。
任用期間を通じて、70日程度の勤務日となる予定です。

6 勤務条件（予定）

給 与	<p>報 酬 時間額 1, 200円 ※上記金額は現段階における予定額です。 採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。 (以下の項目も同様)</p> <p>費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,700円～53,100円に1箇月の通勤回数を乗じて21で除した額の範囲内で支給します。 ※16/21を上限とする。</p>
福 利	労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険
休 暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1) 年次有給休暇 任用期間に応じた年次有給休暇（最大3日）が付与されます。</p> <p>(2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>
勤務日及び勤務時間	<p>週24時間以内 午前9時～午後4時（休憩時間 正午～午後1時）</p>

7 受験申込手続

提出書類等	<p>(1) 採用試験受験申込書 1部 <u>※申込書に顔写真を貼付すること。</u></p> <p>(2) 会場への集合時間通知用の定型封筒 1部 <u>※110円切手を貼付した封筒に、返信先の郵便番号、住所、氏名を明記すること。</u></p> <p>(3) 合否結果通知用の定型封筒 1部 <u>※110円切手を貼付した封筒に、返信先の郵便番号、住所、氏名を明記すること。</u></p>
申込先	<p>鳥取県埋蔵文化財センター 〒680-0151 鳥取市国府町宮下1260番地 電話(0857)27-6711</p> <p>[郵便で申し込む場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・封筒の表に赤字で「発掘作業員受験申込書」と書いてください。 ・申込書は受付期間内必着です。 ・簡易書留によるのが確実です。その場合、郵便局で交付される受領証は、試験日時の連絡があるまで大切に保管しておいてください。
申込書及び受験票の記載方法	<ul style="list-style-type: none"> ・記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。 ・※の欄を除く全ての欄にもれなく正確に記入してください。
試験日時の通知	<p>試験会場への集合時間は郵送にて通知しますが、<u>令和7年5月12日(月)までに到着しないときは、速やかに上記申込先に問い合わせてください。</u></p>

8 合格者の決定及び採用の方法

- (1) 人物試験の得点の高い順に合格者、補欠合格者(2名程度)を決定します。
ただし、得点が一定の基準に満たない場合は、順位に関わらず不合格とします。
- (2) 合格者の採用に当たっては、電話により採用の意向を確認した上で手続きを行いますので、連絡がとれない場合は採用されないことがあります。
- (3) 補欠合格者は、合格者の採用辞退又は取消等による場合に順次採用します。なお、補欠合格者の採用にあたっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行いますので、連絡がとれない場合は採用されないことがあります。
[補欠合格有効期間]令和7年6月13日(金)まで
- (4) 合格者の方は、採用までに履歴書を提出していただきます。
提出書類の記載事項に虚偽があると、この試験に合格されても採用されない場合があります。

9 合格者の発表

受験者全員に個別に通知します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人(ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可)が直接開示場所へおいでください。その際、運転免許証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3(23cm×12cm)〕

を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の得点及び順位	合格発表日から1月間	鳥取県埋蔵文化財センター (鳥取市国府町宮下1260番地)

11 個人情報の取扱いについて

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書等の発送など、採用手続以外には利用しません。

12 受験申込・問い合わせ先案内

鳥取県埋蔵文化財センター

〒680-0151 鳥取市国府町宮下1260番地

電話 (0857) 27-6711

※バス利用の場合

鳥取駅前バスターミナルから日ノ丸バス 岩倉・中河原方面行き 岩倉停留所下車徒歩650m

13 試験会場

東部庁舎

〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176番地

※バス利用の場合

JR鳥取駅から桜谷・面影循環線で約13分。鳥取県東部庁舎前下車。

JR鳥取駅から約3km。

徒歩の場合、45分を目安にお越しください。

バス料金は「鳥取駅-鳥取県東部庁舎前」間片道190円です。

【周辺地図】

